

入会及び退会に関する規程

公益社団法人全国学習塾協会

(総則)

第1条 本規程は、公益社団法人全国学習塾協会（以下「協会」という。）の定款（以下「定款」という。）に規定する正会員、準会員及び賛助会員の、入会及び退会並びに会員の権利と義務等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 正会員、準会員及び賛助会員の入会及び退会並びに会員の権利と義務等に関する事項であって定款および本規程に定めのない事項については、協会の会長（以下「会長」とする）が別に定めるものとする。

(正会員の入会資格)

第2条 本会へ入会にあたっては、一法人または一個人事業者が一会員として入会するものとする。

2 同一名称であっても、別法人または複数の個人事業者はそれぞれに入会手続きを必要とするものとする。

(正会員の入会手続き)

第3条 本会の正会員として入会しようとする者に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議決を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の申込書には、次の書類を添えるものとする。

- 一 会費振替のための銀行口座振替依頼書
- 二 実存証明書、但し法人の場合は登記簿謄本の写し、個人は個人事業の開廃業等届出書、納税証明書等これらに類するもの
- 三 代表者の略歴（可能な範囲で記載）
- 四 最新年度入塾案内・要項及び最新年度募集チラシ（提出可能な限り）
- 五 入塾契約書或いは申込書等契約関係書類
- 六 塾生規約等学習塾の内容が理解できるもの（提出可能な限り）

(正会員の入会審査)

第4条 前条の規定により書類を受理したときは、理事会は、別に定める入会審査基準により、速やかに入会の可否について審議しなければならないものとする。

(入会の拒否)

第5条 理事会は、入会申込者が、次の各号の一に該当すると認められたときは、その入会を拒むことができるものとする。

- 一 前条に定める入会審査基準を著しく満たしていないとき。
- 二 定款9条の規定により退会し、5年以上経過しない者であるとき。

- 三 定款10条の規定により除名され、5年以上経過しない者であるとき。
- 四 協会の体面を汚すおそれがある者であるとき。
- 五 支部調査で入会を拒否するのが妥当と報告された場合。
- 六 協会に対する未履行の債務が残っている者であるとき。

(準会員の入会手続き等)

第6条 本会の準会員として入会しようとする者に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議決を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の申込書には、次の書類を添えるものとする。

- 一 会費振替のための銀行口座振替依頼書

3 第4条及び第5条の規定は、準会員について準用する。

(賛助会員の入会手続き等)

第7条 本会の賛助会員として入会しようとする者に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議決を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の申込書には、次の書類を添えるものとする。

- 一 最新年度の法人等(学校・団体)案内・要項等、賛助会員法人等(学校・団体)内容が理解できるもの(提出可能な限り)。但し、個人会員の場合は不要とする。

(審査の結果)

第8条 会長は、理事会が正会員、準会員及び賛助会員の入会の可否を決したときは、直ちにその旨を申込者に通知しなければならない。この場合において、入会を承認された申込者に対しては、その者が納入すべき入会金及び会費の額、納入時期、納入方法その他必要な事項を合わせて通知しなければならないものとする。

2 前項の規定による通知の様式は、別に定める。

(登録)

第9条 会長は、入会を承認された申込者が、前条第2項後段の規定による通知に従い所定の事項を履行したときは、その履行年月日、会員の種別、名称または氏名、住所その他必要な事項を会員台帳に登録しなければならないものとする。

2 会長は、会員台帳に登録したときは、これを会報に登載して会員に知らせるものとする。

(会員の権利と義務)

第10条 会員の権利と義務等に関しては別に定めるものとする。

(会費の滞納)

第11条 会員が2年間にわたり会費を滞納した場合には、事前に退会の通知をした上で、退会処理をするものとする。

(退会による会費等の取扱い)

第12条 本会は、会員が定款第8条、第9条及び第10条に定める資格喪失をした場合は、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員資格の継承)

第13条 会員が死亡したことにより会員資格を喪失した場合において、3カ月以内にその後継者が会員資格の継承を届け出たときは会員資格の継承を認めるものとする。

(除名)

第14条 協会定款第10条により除名に付す場合は、支部総会決議、支部長、会員10名以上または常任理事1名以上の申し出により、資格審査委員会において除名の対象となる事由について調査し、相当と認められる場合には、理事会に付議するものとする。

(会員証の発行)

第15条 会員が入会した場合には、希望に応じて会員証を発行するものとする。

2 会員は会員証1枚につき、次の通り使用料を納入しなければならない。

正会員 10,000円

準会員 10,000円

賛助会員 10,000円

(会員証等の返還)

第16条 会員が退会する場合には、会員証等協会から指定された物品は速やかに返還しなければならないものとする。

附 則

1 本規程は、本会定款の施行される日から施行する。

2 平成25年5月12日改正。